（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請）

第十条　（略）

２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～七　（略）

八　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十四条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同法第二十四条第一項第一号に規定する契約の契約書の写し

九・十　（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項）

第十一条　令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　（略）

六　所有権が取得される場合（令第二条第一項第一号又は第二項に規定する相当の事由がある場合を除く。）には、所有権を取得しようとする者の国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいい、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。以下同じ。）にあつては、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）又は特別永住者である旨を含む。以下同じ。）（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国並びに理事等（構造改革特別区域法第二十四条第一項の規定の適用を受けて所有権を取得しようとする法人にあつては、役員）及び第十七条に規定する使用人（第五十九条第十二号二及び第百一条第二号において単に「使用人」という。）の氏名、住所及び国籍等）

七　所有権を取得しようとする者が法人である場合（令第二条第一項第一号又は第二項に規定する相当の事由がある場合を除く。）には、その総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者（以下「主要株主等」という。）の氏名、住所及び国籍等（主要株主等が法人である場合には、その名称、設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）

八～十四　（略）

十五　所有権を取得しようとする者が構造改革特別区域法第二十四条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする法人である場合には、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　構造改革特別区域法第二十四条第一項第一号に規定する契約に係る農地又は採草放牧地の所有権の移転請求権の保全のための仮登記をすることについて、その法人が承諾をする旨

十六　（略）

２　次のいずれかに該当する場合には、令第一条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号まで及び第十六号に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請）

第十条　（略）

２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～七　（略）

八　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同法第十八条第一項第一号に規定する契約の契約書の写し

九・十　（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項）

第十一条　令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

六～十二　（略）

十三　所有権を取得しようとする者が国家戦略特別区域法第十八条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする法人である場合には、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　国家戦略特別区域法第十八条第一項第一号に規定する契約に係る農地又は採草放牧地の所有権の移転請求権の保全のための仮登記をすることについて、その法人が承諾をする旨

十四　（略）

２　次のいずれかに該当する場合には、令第一条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる事項とする。

一～三　（略）